

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 25 回 国家による自由 (1)

1. 国務請求権

- ・ 請願権 (16 条) 損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願 (国または地方公共団体の機関に対して、国務に関する希望を述べる事) する権利が保障されている。
- ・ 国家賠償請求権 (17 条) 公務員の不法行為によって損害を受けたときは、国または地方公共団体に対して、賠償を請求する権利が保障されている。
- ・ 裁判を受ける権利 (32 条) 政治部門から独立した公平な裁判所で、権利・自由の救済を求めることができ、また、公平な裁判所以外の機関において裁判されない権利が保障されている。
- ・ 刑事補償請求権 (40 条) 刑事手続において抑留または拘禁され、その後、無罪の裁判を受けたときは、国に対して、抑留・拘禁により被った損失の填補を請求する権利が保障されている。

2. 生存権

- ・ 25 条 1 項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、続く 2 項では、生存権の具体化について、国に努力義務を課している。
- ・ 25 条の規定を受けて、国は、法律を制定し、さまざまな社会保障制度を設けている。具体的には、社会保険、社会福祉、公的扶助、公衆衛生などが挙げられる。
- ・ 生存権の法的性格については、25 条は、個々の国民に対して具体的な権利を保障したものではなく、国民の生存を確保すべき政治的義務を国家に課しているにすぎないという見解と、25 条は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むのに必要な立法を要求できる法的権利を保障し、そのような立法を行う法的義務を国家に課しているという見解とが対立している。後者はさらに、生存権の内容は抽象的で不明確であるから、25 条を直接の根拠として立法や行政の不作为の違憲性を裁判で争うことはできないが、生存権を具体化する法律があれば、その法律に基づく裁判の中で 25 条違反を主張できるといふ見解と、生存権の内容は、行政権を拘束するほどには明確ではないが、立法府を拘束するほどには明確であるので、生存権を具体化する法律がない場合 (法律があっても、生存権の具体化が十分になされているとはいえない場合も同様である) には、立法不作为の違憲性を裁判で争うことができるという見解とに分けられる。

- ・ 法律による生存権の具体化が違憲か否かの審査基準について、判例は、法律による具体化が著しく不合理であることが明白な場合にのみ違憲とする（堀木訴訟最高裁判決）。一方、学説は、より厳格な基準を用いるべきだと主張している。
- ・ 憲法 25 条 2 項の文言を根拠に、ひとたび国家が生存権を具体化した以上は、制度を廃止したり後退させたりすることは憲法上認められないとする学説もある（老齢加算廃止違憲訴訟最高裁判決（最判平成 24 年 2 月 28 日民集 66 卷 3 号 1240 頁）参照）。

【宿題】第二次家永訴訟東京地裁判決（I-87）及び旭川学テ事件最高裁判決（II-136）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。また、教科書無償訴訟最高裁判決（II-A11）の説明を読んでおく。

Quiz

- Q25 生存権の法的性格に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。
- ア. プログラム規定説によれば、憲法第 25 条第 1 項は、国民の生存を確保すべき政治的・道義的義務を国に課したにとどまり 個々の国民に対して権利を保障したものではない。しかし「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための受給請求権が生活保護法などの法律で定められれば、その受給請求権は憲法上の権利として認められる。
 - イ. 抽象的権利説によれば、憲法第 25 条第 1 項は、国に立法や予算を通じて生存権を実現すべき法的義務を課している。しかし、当該条文を直接の根拠にして「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を請求する権利まで保障するものではなく、その請求権は、生存権を具体化する法律によって初めて具体的な権利となる。
 - ウ. 具体的権利説を言葉どおりにとらえれば、憲法第 25 条第 1 項は、それを直接の根拠にして「健康で文化的な最低限度の生活」を確保するための具体的請求権を保障する規定ということになりそうである。しかし、具体的権利説といわれている見解は、必ずしも憲法のみを根拠に裁判所に具体的な給付請求ができるということまで主張するものではない。